平成13年度 施 策 別 取 組 方 向

部局名:健康福祉部

施策番号		施	策 名	
2 4 2	地域とともに進める福祉社会づくり			
【 2 0 1 0 年度の目標】 地域住民、民間団体、福祉ボランティアなどによる多様な活動が展開され、高齢者や障害者 などの生活を身近な地域で支える体制が整っています。				
	項目	基準年度の状況	1999 年度実績	2001 年度の目標 (2010 年度の目標)
ボランティア登録者数		33,768人	76,059人	75,000人(120,000人)
ボランティア コーディネーター数		10人	8 7人	140人 (440人)
ボランティア アドバイザー数		724人	1,160人	1,400人 (4,400人)

1 平成11年度の取組

- (1) 平成11年度の取組概要とその成果
 - 民間福祉活動の中核である社会福祉協議会に各種の助成を行い、民生委員、 ボランティア団体等と連携して地域福祉を推進した。
 - ・ 県及び市町村ボランティアセンターへ助成を行い、ボランティアコーディネーターの設置促進と資質の向上の研修等を行うことにより、ボランティア活動促進のための人的推進体制の強化を図った。また、三重ボランティア基金を助成することにより、ボランティア活動の推進を図った。その結果、ボランティア登録者数が 76,059 人に達し 2001 年の目標を上回った。ボランティアコーディネーター数は 87 人、ボランティアアドバイザー数は 1,160 人であるが目標は達成可能である。
 - ・ 民生委員の活動費等の支給や研修内容の充実によって、活動の活発化を図ったことにより活動日数は一人平均 101 日に達し、第 1 次実施計画における 2001 年の事業目標を上回った。

(2) 平成11年度の取組に対する問題点

- 介護保険の導入に追われ、地域住民が参画した地域福祉を推進する体制の整備が十分でない市町村社協が存在し、これに対して県社協は、制度や業務についての市町村社協の相談に対して適切な助言や指導をする必要があるが、その支援体制が充分機能しているとはいえなかった。
- 各市町村ボランティアセンターの体制は充分ではないため支援を継続すると同時に、体制構築への自助努力を促していく。
- 低金利によりボランティア基金の運用益が減少しているため県の支援を継続するが、実施している事業内容自体の見直しを検討する必要がある。
- ・ 地域福祉の支援体制整備に向け、民生委員の活動強化に向けての支援を図る と同時に、必要な知識習得のための研修を充実していく必要がある。

2 平成12年度の取組と成果見込み

- ・ 県及び市町村社協の地域福祉の推進体制を強化するために、引き続き必要な助成を行う。
- ・ 引き続き、ボランティアセンターに支援を行うと同時に、ボランティア基金 に対する募金や啓発方法の改善を支援する。
- ・ 民生委員の活動費の支給や研修等の実施を通じて、自発的活動を促し、より 充実した民生委員の活動展開を図っていく。

3 平成13年度以降に向けての取組方向

改正社会福祉法に地域福祉の推進に係る規定が追加されるなか、地域福祉を 進める公益的な団体として県及び市町村社協の役割はますます重要であり、各 事業への支援を継続して行う必要があるが、県社協のあり方や公的関与の必要 性について検討し、民間団体として地域福祉の推進を担えるよう県社協の改革 を支援していく。

教育委員会などのボランティア関係事業との連携を強化し、県、市町村ボランティアセンターの充実強化を図るとともに、ボランティア基金の助成対象事業の見直しや方向性の確立を支援する。

地域での支援体制の整備に向けて、民生委員が中心的役割を担えるよう、知識取得のみを目的とした研修ではなく、問題解決への研究や支援体制の確立等を目的とする研修のあり方を検討していく。

ボランティアコーディネーター: ボランティアセンター、社会福祉施設、学校、最近では企業などで、ボランティア活動をしたい人にその希望にあった活動を紹介したり、ボランティアが活動するための情報提供、相談、助言、研修の紹介などの支援を行う専門職。

ボランティアアドバイザー: 誰でも気軽にボランティア活動に参加できるように、自身もボランティア活動をしながら、これから始めたいと考えている人やすでに活動しているボランティアに対し、自らの経験を生かして、ボランティア同志の立場で、日常的な相談、助言行う人。